

平成 2 7 年 第 2 回 定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 6 月 8 日（月）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成27年6月8日（月曜日） 午前9時57分～午前11時11分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（6人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務課参事：竹村由喜美	財政課長：舛谷祐幸
神岡支所長：伊藤利之	西仙北支所長：嗟峨耕咲
中仙支所長：高橋利省	協和支所長：佐々木淳一
南外支所長：佐々木清哉	仙北支所長：竹内徳幸
太田支所長：安達成年	

市民部長：高階 仁	環境交通安全課長：富樫公誠
国保年金課長：佐藤和久	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第1 議案第76号 大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第77号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議案第78号 大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第81号 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰り入れについて

第5 議案第82号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第2号）

第6 議案第83号 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算

閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

閉会中の委員派遣について

午前9時57分 開会

○委員長（金谷道男） 皆さんお早うございます。

定刻前ですけれども、皆さんお揃いのようなので、始めさせて頂きたいと思います。

委員の皆様並びに職員の皆様には、本会議休会中のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

当委員会の所管と関係ございませんが、私事で申し訳ないのですが、土曜日と日曜日、全国から女性の方たちに集まって頂きまして、私のライフワークでありますグラウンドゴルフの全国大会をやらせていただきました。

この大会は、実は女性の方々が全部、自分達が運営するというので、今、全国を回っています。私は今のところ関わっていますけれども、秋田県の女性の方々のパワーも素晴らしいと、昨日、思いました。最初はどうなることかと、実は1年前に思ったのですが、やはりしっかりと役割分担をしながらチームワークを取って、本当に良い、女性の潜在能力と言いますか、本当にやっていただければ、女性は本当にきっちりやれるなということ、改めてちょっと感じましたので、委員の皆さんにちょっとお伝えしたいなと思ひまして、本当にいろんな場面で、これからこういう女性の活躍の場というのはやっぱり、あって然るべきだし、是非いろんな大仙市の市内でも、こういう女性の活躍の場がもっと出れば良いかと、プラス、それを支える男性の見えるようで見えないような支えというのは、非常に私、これも大事だなと思って、秋田県の男性陣はそれもしっかりやってくれたので、良かったなというふうに感じましたので、ちょっと関係ございませんが、お話をさせていただきました。

それでは、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） それでは審査に入ります前に当局からあいさつをいただきます。

はじめに、佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 皆様にはお忙しの中、委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

ちょっとご報告を1つさせて頂きたいと思います。

新聞等にも報道されておりますけれども、当市の西根出身の方が田沢湖で今、行方不明になってございます。今日で3日目になりますけれども、今日の朝早くから捜索活動を開始してございます。

今日頂いた連絡によりますと、警察5名、消防6名、山岳ガイド2名、家族6名、それからおそらく今日も防災ヘリが出動するのではないかと考えております。

行方不明になった場所は、黒石林道付近ということでございます。玉川温泉のちょっと手前から右に入って行くところだということです。

また新しい情報が入りましたら、ご報告したいと思います。

委員会の方でございますけれども、総務部の関係といたしましては、今回は条例案1件の審査でございます。案件につきましては、よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

また、委員会終了後に、公共施設の見直しに関わります、常任委員会の協議会の開催をお願いしてございます。こちらの方も、併せてお願いを申し上げまして、ご挨拶としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

次に、高階市民部長、お願ひいたします。

○市民部長（高階仁） お早うございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご審議賜りますこと、誠にありがとうございます。

今次、定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部関係の案件でございますけれども、国保年金課所管の大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、環境交通安全課所管の太陽光発電事業に関連する、大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰り入れについて、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第2号）、平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算の条例案2件、単行案1件、予算案2件の計5件でございます。

案件につきましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、恒例によりまして質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構でございます。

【議案第76号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第76号、「大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは私から説明させていただきます。

議案第76号、大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料No.1、議案書の6ページと7ページでございます。

本案は、国家公務員の退職手当法の一部が改正されたことに伴いまして、地方公務員の退職手当等の改正につきましても国から準則が示されまして、本市条例においても、所要の改正を行うものでございます。

この改正を要するもののうち、退職手当の支給に係るものにつきましては、当該事務を委託しております秋田県市町村総合事務組合において、先般、条例改正が行われております。

一方、退職手当の支給手続きに関する改正といたしましては、組合の構成団体であります各自治体において定めている早期退職募集制度の条例の規定を整理する内容も示されていることから、今般、議案記載のとおり条例準則の例に倣いまして、所要の規定の整理を行うものでございます。なお、文言の整理でございますので制度内容に変更は無いものでございます。

以上、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第77号】

○委員長(金谷道男) 次に、議案第77号、「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長(佐藤和久) それでは資料No.1の議案書の8ページをお開き願います。

議案第77号、「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

次の9ページが改正条例でございますが、お手元に配付しております資料でご説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴いまして、同法を引用している本国民健康保険条例に、条ずれが生じたことから整理を行うものでございます。

改正内容でございますが、引用条ずれの整理のため、保険事業に関する規定でございますが、第6条第1項中の「第72条の4」を「第72条の5」に改めるもので、施行期日は公布の日でございます。

下の方に、ご参考まで、国民健康保険法の今回の改正について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

改正前、第72条の4には、保険者の特定健康診査、特定保健指導の実施について、また、特定健康診査等に要する費用に対しての国県の財政支援についての規定内容となっておりますが、改正後は、この第72条の4として、国保被保険者のうち、所得が低い被保険者による財政影響に対する国県の財政支援について規定が設けられております。

この財政支援の内容は、現在、国保特別会計における一般会計からの繰入金、保険基盤財政安定繰入金に算入されているもので、平成26年度までは暫定措置として実施していましたが、27年度からは恒久化したものでございます。

このことにより、特定健康診査等については、内容は変わりませんが、一つ条がずれ、第72条の5に規定となっております。

次のページをご覧くださいと思います。

大仙市国民健康保険条例の新旧対象表の抜粋でございます。

左が現行で、右が改正後でございます。

今回の改正は、第4章、保健事業に関する第6条第1項中でございますが、市は国民健康保険法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うとして引用しておりますが、この第72条の4に規定されていた内容が、先ほどご説明したとおり、国民健康保険法の改正により、条が一つずれ、第72条の5に規定となりましたので、改正するものでございます。

ただ今ご説明したとおり、今回の条例改正は、条ずれを整理するための改正でございますので、保健事業、そのものに関しては変更が生じないものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第78号・81号・82号・83号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第78号、「大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第83号、「平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」の4件は、環境交通安全課が所管し、太陽光発電事業に関連する議案でございますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 異議なしと認め、本4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第78号及び議案第81号から議案第83号までの4議案についてご説明申し上げます。

始めに議案第78号、大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は、資料No.1の議案書の10ページと11ページであります。

地方財政法第6条に定める電気事業の実施にあたり、大仙市特別会計条例に（11）大仙市太陽光発電事業特別会計、太陽光発電事業の1号を追加するための改正をお願いするものであります。

次に議案第81号、大仙市太陽光発電事業特別会計への繰り入れについて、であります。資料は、同じ資料No.1の議案書17ページであります。

新たに設ける大仙市太陽光発電事業特別会計に対し、事業開始が冬期間となり、発電効率の低下する時期であることから、収支で不足することとなる金額911万7千円を一般会計から繰り入れするための議決をお願いするものであります。

次に議案第82号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第2号）で、環境交通安全課の所管する事業に関し、ご説明申し上げます。

資料は、資料No.2の「平成27年度大仙市一般会計・特別会計予算（予算に関する説明書付）」の11ページであります。

4款、衛生費、90事業で太陽光発電事業特別会計繰出金として、新たに設ける特別会計に、先の議案でご説明いたしました同じ理由、初年度で発電量が少ない時期である12月から3月までの4ヶ月間の売電収入を上回ることとなるリース料や一般管理費等の支払いのため、不足する911万7千円を繰り出すものであります。

次に平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算の事業内容について、ご説明申し上げます。資料No.2の17ページから27ページまでであります。

17ページをお願いします。

太陽光発電事業の特別会計で、予算総額は歳入歳出それぞれ3,778万5千円であります。

21ページ以降は事項別明細書であります。23ページは歳入であります。

一般会計繰入金と売電による収益事業収入が2,866万8千円となっております。

24ページは歳出、総務費であります。

総務費は、借り受けた施設設備が効率よく発電できるための維持管理経費であり、初年度で必要となる消耗品等需用費と太陽光パネル周辺の冬期間の除雪対策、及び施設に必要な電気主任技術者の業務委託などの150万円であります。

25ページは事業費であります。太陽光発電事業費としての使用料及び賃借料のリース料金3,528万5千円あります。財源内訳で、特定財源として売電収入が2,866万8千円であり、一般財源は661万7千円あります。

26ページは予備費100万円あります。

27ページは20ページの第2表、債務負担行為の表の調書であります。

事業が27年度から47年度までの21年間に及ぶ事業であり、28年度以降の20年間に事業費として必要となる20億8,179万5千円について、債務負担行為の限度額として設定いただくものであります。

次に 資料No.2-1、事業説明書の5ページをお願いいたします。

これまでに事業の概要について説明させていただいておりますが、改めて事業説明書でご確認いただくものであります。

事業の目的、目標といたしまして、地球温暖化対策への取り組み及び太陽光発電設備導入を促進するとともに、市有地の有効活用を図るために、大仙市が発電事業者として太陽光発電事業を実施し、環境負荷の小さい地域をつくりあげることが目的目標として事業実施するものであります。

20年間の包括的施設リース契約により、太陽光発電事業を実施し、発電した電力は、固定価格買取制度により全量を東北電力に売電するものであります。

事業地は、大仙市強首上野台、通称柏台草地で、パネル設置の計画面積は、約8ヘクタールとしており、システム概要は、太陽光パネルが12,716枚で3,179kw

の定格出力で、4台のパワーコンディショナーでは最大3,520kwまで発電可能な設備となっております。なお、東北電力受入許可による出力制限があり、2,354kwを供給するものであります。送電電圧は、6.6kvで東北電力の配電線に連系されます。

なお、参考ではありますが、東京センチュリーリース(株)が建設に要する施設の経費は概略で10億3,500万円と試算されております。

収益の見込みは、27年度では12月からの4ヶ月分で、予定される発電量により計算される売電金額①は2,866万8千円であるのに対し、ひと月のリース料②は定額の882万1千円を予定しており、4ヵ月で3,528万5千円となります。その外に電気主任技術者委託料や除雪作業委託料などの一般管理費③や予備費④が必要であり、単年度収支では、税金申告前の収益見込⑤が、911万7千円の不足と見込まれております。

通年となる2年目の28年度からを全体計画として示しております。

売電金額①が、1億1,628万7千円で、リース料金②が1億585万4千円となり、税金申告前の収益見込④が、年平均843万3千円となる試算であります。

この事業に関連して、売電収入のほか、設備に対する償却資産税収入⑤が年平均512万円見込まれますが、これは特別会計の収入とはならず、一般会計の収入となるものであります。

2年度目以降は年平均での計画となりますが、太陽光パネルの経年劣化や四季を通じた発電効率の高低など、他の先行自治体での実績等をもとに想定した事業計画となっております。

4議案につきましては、以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(金谷道男) はい、ありがとうございました。

ここで委員の皆さんにご協議いたしますが、先に資料として配付されてあるものがあります。リスク関係の、秋田市の視察後に市としてのリスク対応をどうするのかということがありましたので、その資料、資料として皆様のお手元に配布されていると思いますが、その内容について、この際、説明頂いたらいかがなものでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) では、前回の資料の説明をお願いしたいと思います。

それでは富樫課長、お願いします。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 改めて説明する機会を頂きましてありがとうございます。

説明する内容は、「推定発電量の検証」「推定発電量と収益性の検証」「想定リスク」の3点であります。

1点目は、「推定発電量の検証について」であります。

大仙市で、メガソーラー事業と同じように、太陽光発電を行っている公共施設再生可能エネルギー導入事業のユメリアなどの発電実績から当該メガソーラー事業の推定発電量の見込みが妥当かどうかについて検証しております。

検証結果から申し上げますと、ユメリアなどの公共施設に導入した太陽光発電設備の26年度発電実績は、当該事業であるメガソーラー事業の採算シミュレーションに用いた発電能力を上回る結果となっており、推定発電量は妥当な値であると判断している、というものであります。

資料に従って、検証内容を申し上げます。

1. の発電量調査結果については、ユメリアなど3施設の26年度発電量の実績の表を示しております。表からは、3施設共通して、11月から2月にかけて、発電量が低下する傾向が読みとれます。また、8月に少し数値が下がることも3施設共通しております。このことから冬期間の日照時間や日射量、真夏の気温などが発電に影響を及ぼしていることが伺い知れます。数値の大小については、下の欄に示しているとおり3施設において出力規模が違っており、単純比較できるものではありません。

2 ページには、実績表を棒グラフに表しております。

3 ページの、2. の検証内容についてであります。当該メガソーラー事業の推定発電量は、事業開始からの12カ月の初年度で、年間発電量が①で314万64kwhで、メガワットの単位にしますと3,140Mwhになると見込んでおります。これを設置する太陽光パネルの出力規模である②の3,179kwで割ると、1kw規格出力のパネルで発電しなければならない年間発電実績987倍③が計算されます。その発電実績について、3施設と比較すると、大曲南中学校では、その倍率が⑥の1,121倍、南外中学校では⑨の1,014倍、ユメリアでは⑫の1,057倍と、それぞれ1kw規格出力での発電実績は1,000倍を超えるものとなっております。

当該メガソーラー事業において、想定している推定発電量①を達成するために、1kw規格出力のパネルに求められる発電実績は987倍であることから、3つの施設よりも少ない発電実績で推定発電量を達成できることとなります。

また、日射量の注意書き、※印のところがございますが、年間発電量を積算する場合には、日射量が大きな要素であり、当該事業では1,268kwh/m²・年と想定しての積算となっております。

年間の日射量1,268kwh/m²・年の設定根拠ではありますが、積算は、設備の建設を行うJFEテクノス株式会社で行ったものであります。その内容ですが、年間推定発電量は、JISのC8907と言われます太陽光発電システムの発電電力推定法に基づく発電電力量の計算方式を用い、日射量・気温データは、NEDO、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構のMONSOLA11という年間月別日射量データベースの国内837箇所・29年間、1981年から2009年までの日射量データから、最寄りのデータである大曲の日射量の数値を用いております。

年間日射量のデータは、四ツ屋にある大曲観測所で観測した日照時間から日射量を推定したものであります。過去のデータから各月の平均日射量が掲載されており、それに各月の日数を乗じ、12カ月分の1年間を計算しますと1,268kwh/m²・年となるものであります。

なお日射量については、26年度にユメリアで、実際に日射計を設置しており、観測された年間日射量は、1,228.7kwh/m²・年であり、想定値を大きく下回っていました。これは、日射量が少ない場合でも、一定以上の発電ができていたことを表わすものであります。

3. の検証結果について、ユメリアなど3施設の発電結果については、26年度の年間日射量が想定よりも少ないにもかかわらず、推定値を上回る発電能力を示し、今後大仙市柏台で実施予定のメガソーラー事業においても期待以上の発電が見込める結果であると判断しているものであります。

次に2点目は、推定発電量と収益性の検証について、であります。

不安定といわれる太陽光発電についての売電による収益について、当該メガソーラー事業の収支の観点から検証しております。

検証結果では、想定している推定発電量は、事業に必要なリース料などの経費分の収益を確保するための最低限の発電量、いわゆる損益分岐点発電量に比べて、約7%上回っており、余裕があるというものであります。資料に従って、検証内容を申し上げます。

1. の損益分岐点発電量についてであります。収益を想定するための前提条件となっているのが、売電単価36円/kwh、税抜きであります。これは固定価格買取制度によるものであります。契約期間の20年間については定額で東北電力に買い取っていただくことになっております。

東北電力が定額で電気を買い取るのは、電力供給に関する要綱により、平成25年3月に認定をいただいている当該事業については、単価が36円、税抜きであり、受給契約が成立した日以後の適用開始、当該事業では平成27年12月の予定から20年後の平成47年11月までとなります。

一方、経費については、施設の借り受けとして、20年間の均等のリース金額を設定していることから、収益と同様こちらもほぼ固定しており、12ヶ月分の年額は1億585万4千円となっております。これに維持管理に必要となる一般管理費の200万円を加えた1億785万4千円が、事業に係る年間経費となります。

なお、リース料の中には、東北電力の送電線への「系統接続費用」についても含まれており、市の直接の負担はありません。

当該事業の前に計画された事業候補案の中には、2Mwを超える発電所からの送電の場合、6.6kVの配電網ではなく、さらに上の66kV電圧などの高圧線での送電接続となり、最寄りの高圧鉄塔などへの距離も遠くなることなどにより、接続費用が多額になるとの計画もありましたが、当該事業においては、東北電力の一般的な配電網6.6kVでの接続が可能な2Mw未満の規模の2つの発電所であることから、柏台まできている送電線に接続できるため、負担は小さくなっており、東京センチュリーリースが負担する経費は数百万円程度と見込まれ、これがリース料に含まれるものであります。

この年間経費1億785万4千円を売電収益で賄うには、2,779Mwhの発電量が必要となるものであります。

2ページの、2. の安全余裕率についてであります。

当該メガソーラー事業の推定発電量は、事業開始からの12カ月の初年度で、年間発電量が314万64kwhで、メガワット単位では3,140Mwhと見込んでおりま

すが、以降20年間について、機器劣化率0.5%/年を条件に、JIS規格に基づいて算出したものでは2,990Mwh、年平均としております。

事業説明書では、28年度以降の推定発電量は、実際発電量で3,021Mwhとしているが、売電金額1億1,628万7千円のもととなる発電量は、東北電力へ売電する発電量で2,990Mwhと推定しているものであります。2,779Mwhと2,990Mwhの差があり、約7%の余裕があることとなります。

当該メガソーラー事業の損益分岐点にあたる発電量の2,779Mwhを発電するために、1kwの規格出力のパネルでは874倍の発電実績が必要ということとなります。

再生可能エネルギー導入事業で太陽光パネルで発電しているユメリアなどの公共施設3施設では、1,061倍の発電をしている実績からも、想定している当該メガソーラー事業のパネルも同様に1,061倍程度の発電をした場合、17.8%ほどの余裕があることとなります。

次に3点目は、想定リスクの対応について、であります。

20年間の事業で考えられるリスクについて、その対応を整理したものであります。事業全体を通じて、大仙市の大きなリスクはないものと考えておりますが、リスクが全くないわけではないではありません。資料に従って、説明申し上げます。

1. の発電所の建設については、建設中の不可抗力があった場合には、通常の公共工事と同じように、建設事業者が工事保険でカバーしきれない保険外部分については、市の負担となるものであります。ほとんどが保険でカバーできますので、大きなリスクとはならないものと考えております。

2. の発電施設の20年間の修理については、地震・土地の瑕疵等による発電の破損が生じた場合で、動産保険で対応できないものについて、市の負担となります。動産保険で補償されない損害については下の表で、例示しており、地震、戦争、使用人等の不正行為などによるものであります。

3. の各社契約・インフレについては、包括的施設リース契約の中での対応となり、リース会社がリスクを負担し、市の負担はありません。

4. の保険については、事業期間中に、保険事故が何度起きても、リース料は定額で、それ以上の負担は市にはありません。

5. 施設の撤去については、解体撤去費用の変動があった場合の対応が必要となります。この場合、事業終了後の解体撤去費用として期間中にリース料の中から4,000

万円を目標に積み立てておくことから、撤去時に一時的に負担するものではなく、撤去実費の過不足についての精算を行うこととなります。不足の場合は新たな負担となりますが、残額がある場合には市に戻ってくるものであります。なお、売電事業を延長すると判断した場合には、その積立を活用した再リース契約をすることも可能となっております。

6. の日射量・気象についてで、気象状況による日射量の変動、それに伴う発電量については、発電所設備の不都合によるものではないため、リース会社に負わせるわけにはいかないことから、市のリスクとなります。発電量にかかわらず、定額のリース料金を負担する必要があります。

参考として、日射量による発電量の変動について、過去25年間の日照時間データから当該事業の収支において、300万円以上の赤字が発生する確率を次のページに試算しております。これによると、1年目から5年目、6年目から10年目までは、赤字発生の可能性はほとんどなしとなっております。11年目から15年目までは0.5回程度、16年目から20年目までには1回程度の確率となっております。

毎年0.5%のパネルの劣化を想定しているため、後年になるほど赤字発生の確率が増えております。例え単年度で赤字になる年度があったとしても、20年間の事業期間全体では赤字になることはないものと考えております。なお、300万円規模の赤字が発生するということは、単年度の収支として支出がほぼ一定であることから売電収入に大きな要因が発生していることとなります。また、特別会計以外の収入である施設にかかる償却資産税の収入を加算しても赤字となるかを検討しなければならない規模の事態と考えられます。

最後のページには、気象庁の過去25年間の日照時間データ、大曲を掲載しております。

以上が、追加で提出しました資料の説明であります。よろしくお願ひ申し上げます。
以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） すみません。ありがとうございます。

今の富樫課長の説明ではほぼ網羅されていると思いますので、再確認という意味で、ちょっとお聞きしたいと思いますが、これも今の説明にあったのですけれど、東北電力ではその定額で電気を買い取る際に、その額ごとに最終年が出、それまでの期間、定額で買い取るということで、今回この契約20年ということ、これは今も書いてはあり、説明にもありましたけれども、それで良いですね今回、20年ということ、変わらないということ。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい、20年間ということになっております。

○委員（秩父博樹） ですね。それが満期ということですね。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい。

○委員（秩父博樹） それと、系統接続費用なんですけれど、この太陽光の発電事業では、この費用というのは小さく無いというふうに伺うんですけれど、今、説明にあったように今回、その負担は無いという認識で良いですよ。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 市の直接の負担はまずありません、ということで、少し東京センチュリーリースが、東北電力の今ある送電網、配電網に、接続する際の経費をリース料の中で少し負担するというような説明をさせて頂いてます。それが、今お聞きするところによると、数百万程度と、どのくらいかは確定の数値は出てないんですけれども、それが数百万程度であるということでございます。リース料の中に含まれているということでもあります。

○委員（秩父博樹） 当市としての負担は無いということの認識ですよ。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい。

○委員（秩父博樹） はい、わかりました。ありがとうございます。

それから、これも今の説明の中にあつたのですけれども、今回の事業の採算シミュレーションに用いたこの推定発電料、この算定の根拠について、ですけれど、J I S規格によるものだというふうに説明されてますけれど、気象データ、四ツ屋でしたっけ、説明があつたのですけれど、場所は。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 四ツ屋にあります大曲観測所で、日照時間が測定させております。その日照時間をN E D Oによります先ほど言いました、MONSOLA 1 1というデータベースを作る際の換算の方法がありまして、それがJ I Sで定められて

いる方法に寄るわけですが、その客観的な算出方法、あるいは実際の観測データ、日照時間を基に日射量を計算するというようになっております。その日射量で積算させて頂いていると、ということになります。

○委員（秩父博樹） 日照時間から、日射量がわかる、という認識で良いですか。

○環境交通安全課長（富樫公誠） そうです。はい。

それが、実際の四ツ屋の大曲観測所の日照時間のデータを基に算出された日射量というのが公表されておりますので、そのデータベースのデータを使いまして、年間の日射量を計算して1, 268という数字が出て参ります。それを使わせていただいているということです。

○委員（秩父博樹） もし、私の手元にあるのがちょっと間違っていたら申し訳ないんですけど、県内でその日射量を観測しているのは秋田气象台だけというふうに以前に伺ってるんですけど、用は日照の時間から日射量がわかるという認識で良いですかね。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい、その通りです。

○委員（秩父博樹） はい、わかりました。それからこの中の、さっきありましたこの、年間日射量、1, 268 kWh/m²・年あたり、これはさっき説明の中にあつたのですが、どこのデータなのか、JFAって言いましたっけ。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 計算したのが、設備を建設いたします、JFEテクノス株式会社という会社で積算を行っております。

○委員（秩父博樹） JFEテクノス株式会社。

推定発電量を算出した機関もここでもよろしいでしたっけ。このJFE、推定発電量。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい。

○委員（秩父博樹） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 柏台草地に設置する日射量との関係で、周りは結構、林、杉林とかもあるわけですが、ユメリアでの発電量というのが、他の公共施設、南中あるいは南外、よりも少し下がっている傾向があるわけですが、そうしたことから考えて、柏台草地での設置条件というのは、ユメリアでの発電量よりも期待が大きい、発電量が大きく期待ができるというふうに見てよろしいのかどうか、というふうなこと。それから、地震によるリスク負担というなのは、大仙市にかかってくる訳ですが、あの土地で、強い地震が発生した際に、その設置したソーラーの建物が、少し歪んだり

だとか、方向が変わったりだとか、というふうなことでの、この発電量に対する影響というふうなものが、あり得るものなのかどうか、その2つについてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） まず1つ目のユメリアと比べての発電についてでありますけれども、先ほど言いましたとおり、日射量を測る上では日照時間から算定を基にしております。先ほど説明申し上げましたとおり、大曲の観測所のデータ、これが西仙北の柏台までどれぐらい、距離で参考になるのかどうかということ、あるいはユメリアの実証の1, 220台の日射計での実測のものと比べてどうなのかと、いうようなことにもなるかと思いますが、日射量についての測る日照時間、あるいは日射量を測る上で課題になりますのは、例えば高いビルあるいは山の中、というように、日差しを遮るといような物理的な物があった場合にはやはり、日射量、日照時間、いずれも下がるというふうなことになるかと思えます。その点で申し上げますと、柏台草地につきましては、そういうものの条件としては、全く問題ない位置関係にありますので、その点ではユメリアを上回る日射量というのが期待できるというふうに判断されております。ですので、これが直接、回答になるかはわかりませんが、条件的には恵まれているというふうに判断しているということでございます。

もう一つ、地震についての危険性についてということですが、地震についての予測については残念ながら我々ではちょっとどうこう及ばないということではあります。これについては事前の段階で、基本的に断層がどの辺にあると、どの辺までの近くと、ということでも想定してのリース料等の設定、あるいは事業発電の予測というふうなところまで検討した経緯はあったようではありますが、そこまでを算定するまでの根拠に乏しいものですから、なかなかそこまでは、予測仕切れないと、いう現状でございます。残念ながら地震の予測まではできないというところがございます。

まあ日照時間、その他の条件でというふうなことではあります。もし起きた場合には先ほど言ったとおり、市のリスクというふうなことになってしまうというふうに思われます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 大規模な地震で無くても、そうした地盤の多少のずれが起きて、建てている足が少し歪むとか、そうした場合の補修経費だとか、というふうなものなんかは、市の負担になるものかどうかと、考えをちょっと聞きたいと思います。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 小規模な地震等によってということになりますが、地震については確かに、地震で破損になった部分については、リース会社等の負担というにはいかない部分になって参ります。残念ながらその部分については、市の方の負担となるものと思います。ただ、動産等の保険等でカバーしきれ理由によれば、勿論、市のリスクは回避される、その保険で賄われるわけですけれども、地震は想定されておられませんので、地震が原因ということであれば、その部分は市の負担ということになります。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 日射量、日照時間との関係で四ツ屋のあたり一番まず日当たりが何も遮る物が無くて、とりわけ非常に条件の良い所で測っているデータを基礎にして見れば、それよりはやっぱり、柏台草地での日照、日射量の問題ではやっぱり差があるのではないかなというふうな感じをしました。

まあ、地震など無いことを願う訳ですけれども、本当に大規模な地震があちこちで起きてますので、そうした場合のリスク負担というふうなものについては、そうした地震の想定などを、地震の問題などでの影響についても、今後もし時間がありましたら、想定計算もされるようなことをしてみたいかがでしようかということをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） これまでのメガソーラー事業の導入、先行的な自治体で行われている自治体もございまして、震度何くらいまでの想定で架台等について研究されておりました、それを参考にして当地域の架台についてもそれを踏まえた形での設定とさせて頂いていると、いうことは伺っております。特に架台が2mということ、ほかの自治体と少し違っている事情がございまして、その辺の強度等についても、十分、検討して頂いて、導入して頂いているというふうなことは伺っておりますので、それを超えるような地震については、さすがにリース会社等にも責任を負う訳には参らないというようなこととございまして、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） このリスクの件だけれども、いずれパネルのメーカー、今回は東芝だ
ようだけれども、特別なことは無い、日本製だから大丈夫だと思うんだけど、パネ
ルの性能の、その何ていうか、我々ちょっと素人だから何とも言えないけれども、パネ
ルの性能の原因によってのマイナスというか、発電量が落ちるとか、何かそんなことは
絶対あり得ないということ、何ただしか、そこら附近は。ちょっと俺、言い方がわから
なくて、周りくどいかもしれないけれども、パネルによっての発電量が下がるとか、あ
るいはパネルの性能によって、何かしかが起きた時の、リスクはどこで背負うんですか。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） パネルの性能によって、発電量が思った程度よりも下
回るというようなことになった場合には、リース会社等の方に責任を負わせることがで
きる部分があると思います。0.5の劣化率ですとか、そういうもの等の原因が考えら
れるというようなことを申し上げることが出来て、それがパネルの原因であれば、でき
るということだと思います。ただパネルにつきまして、こちらの方で調べさせて頂いた
部分、一端をご紹介させていただきますと、日本のJ I S規格標示で、発電量の100Wを
発電できるというパネルをJ I Sの標示に基づいて公表する際には、91Wから110
Wまでの範囲内で効率的に発電できるということがあれば、これについては100W標
示というものが許されていると、というような実は許容範囲があるようでありまして、そ
れを著しく下回るようであればパネルの交換ですとか、それを求めるとか、そういうふ
うなことにもなって参りますので、その部分については、リース会社等に責任を負わせ
ると、いうことができるものと思います。

国産メーカーと海外メーカーということについて、明白などちらが精度が善し悪しと
いうことは無いわけでありまして、これも一つの例ということで、日本メーカー
で過去に発電量の詐称事件というのがありまして、その事件をきっかけに国産メーカー
については、先ほどJ I S規格で91Wから110Wまで、およそ前後幅10%くらい
の許容の範囲を標示としては許しているわけですが、その先ほどのような事件以
来、国内では、その100%を超えるような物をもって、つまり100から110Wぐ
らいまでを発電できるものというふうに限定しながら、100W標示を国産メーカーは
すると、というような傾向にあるようであります。今回、当該メガソーラー事業で導入い

たしますパネルも国産メーカーでありますので、そういったことから、およそ10%の余裕があるというものの、100%の標示ということであるものと理解しております。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 聞き及んでいる、普通の我々のこういうメガソーラーじゃなくて、普通の民間のソーラーをやっている方で、やっぱり海外の物を使うと、2月3月と当然、雪が降ったり、あるいは日射量が不足で、がたんと発電量が落ちる訳だけれども、全然発電しなくても、単価は安いから良いという、そういった物の考え方で作っているという人もいるんだよな。したがら、これはパネルは相当数だから、今、課長が言われている91Wから110Wまでの幅はあることなだけれども、枚数によってはよ、やっぱり片方は110W発電しても、片方は例えば90W以下であってもトータルで91から110までなっていれば良いというかも知れないけれども、やっぱりそこあたりの検証はすることできるんだ、パネルごとに。

○委員長（金谷道男） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 当該事業で導入するパネルの数が1万3千というようなこともあり、この1枚1枚についての検証というのは実はなかなか経費の関係からも1枚1枚についてはなかなか難しいものと、いうふうに言われております。ただ4つのパワーコンディショナーがありまして、そのパワーコンディショナーのエリアごとに、この部分の区画については、精度が落ちる、あるいは不具合があると、というようなことは特定していくと、というようなことになるというようなことになるということでございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

すみません2点だけお願いします。

まずリスクの問題の、市の建設中のリスクについてですけれども、これは市の物では無いですよ。尚かつ建設中に、その市がリスクを負う部分が、ほかの公共事業とはちよっと違うような気がするので、この部分のリスクって本当に、どういうのがあるのかなというのがまず1点。それからリース料を積算したと思うんですけれども、こういった項目がリース料の中に含まれて積算されているかということの、その金額ということよりも、その積算の中身、リース料の積算の中身、もしわかるようであれば。

まあ項目ですので、それが後日、資料でも結構です。こういう項目がリース料の中に含まれているということの積算ですよということ、教えていただければ。その2点。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 1つ目のご質問が、建設中のリスクということですが、これは東京センチュリーリース、リース会社の方の提案と言いますか、考え方をあえて示さなければならないということで書かさせて頂いた部分がございます。建設につきましては、基本的にリース会社が発注する、リース会社の支出を出来上がったところで市の方が借り受けるということになりますので、建設中にあって、その建物、設備について、市の方がリスクを負担するという事は無いことになります。

ただ、施設建設している土地が大仙市の柏台の土地でありますので、その土地で建設中の期間に、建設の工事等、直接では無くて、それに直接の工事で起きる事故等では無くて、それ以外の理由でその事故で中断したとか、そういうふうなことによって起きる場合のことを、大仙市の場合のリスクがあり得ますという、非常にこう、全く確率としては殆ど無いことなんですけれども、そういうことがあれば大仙市の方の負担がありますよという、解説はあったのですけれども。

○委員長（金谷道男） 市の都合でその工事をやめてくださいというようなことが起きた時という担保ですかね。

○環境交通安全課長（富樫公誠） あるいは先ほど言った地震とかなんなり不可抗力で、建設会社とか発注先、発注元の方の工事そのもの自体では無くて、それ以外の要因で工事が中断なったりした場合というようなことの責任の一端は、大仙市でもちょっと考えてくださいと、こういうものです。実際、例示として挙げたかったのですが、なかなか良い例が今のところ無くてですね。ここは例示をなかなか出せないところでございました。

○委員長（金谷道男） 建設中に地震が来て、駄目になった時は市もリスクを負担してくださいと、そういう意味で捉えれば良いのかな。

○環境交通安全課長（富樫公誠） それが適切なものなのか、いずれそういうような、建設の発注元と発注を受けた方の、その工事自体が、普段であれば順調に進むところを、別の要因で工事が中断され、出来ないと言ってしまうようなことで起きる損害について、というようなことのようにです。

○委員長（金谷道男） なかなか難しい想定だな。
休憩します。

休憩（午前10時57分～午前11時06分）

○委員長（金谷道男） 再開します。はい、富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 先ほどお話ありました、仕様書の中では地震については耐震性のあるものというぐらいの表現にしかかっておりませんので、確認をさせていただきながら進めたいと思います。

それから2つ目のご質問にありましたリース料の中に含まれる項目ということがございました。リース料に含まれるものとして例示させて頂きますと、太陽光発電の設備のものが勿論入っております。それから施設に関する固定資産税、先ほど言いました設備の償却資産税に当たりますが、それも含まれております。それから保険費用、リスク等に先ほど言いました保険、これ等についてもリース料の中に含まれていると、いうものです。それから20年間の維持管理していくための保守、サービス費用、それからデータの遠隔監視装置と言いますか、収集装置、それから電力会社への系統連携に関する先ほどの経費、それから経済産業省との事務的な手続を進める経費、それから建設工事に関連する部署等の協議、あるいは申請手続きに関する諸会議等に係る経費、施設全体の維持管理一式、それから緊急時対応用の経費、リース期間満了時の全施設の撤去経費、先ほど積み立てて行くと言いました、4,000万円の一部、それが主にリース料の中の算定項目になっております。

○委員長（金谷道男） 一番大事なところが、その工事費の積算も当然あることなから、その中身もやっぱり、チェックしておいた方が私は良いと思うので、いずれ今、こういう項目が入っているというのは後で資料を出していただければ。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本4件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本4件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩（午前11時09分～午前11時10分）

【閉会中の継続審査・調査の申し出】

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

【閉会中の委員派遣】

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の委員派遣について」お諮りいたします。

常任委員会行政視察のため、閉会中の委員派遣を行うにあたり、お手元に配付しておりますとおり、「委員派遣承認要求書」を議長に対し提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

【審査結果の報告】

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉会】

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 1 1 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男